

2025年6月25日

国際サステナビリティ基準審議会

日本証券業協会

国際サステナビリティ基準審議会 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正
(IFRS S2 号の修正案)」に対するコメントについて

日本証券業協会¹（以下「本協会」という。）は、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board: ISSB、以下「ISSB」という。）が2025年4月28日に公表した公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正（IFRS S2 号の修正案）」に対し、意見表明を行う機会を得られたことに感謝致します。

今後の基準開発にあたりご考慮頂きますようお願い致します。

¹ 日本証券業協会（日証協）は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認可された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協は日本で活動する約470社の証券会社及び証券業務を行う登録金融機関等から組織されている。

質問 1: 「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の測定及び開示

ISSB は、企業が「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の開示を限定することを認めることを提案している。この限定は、企業が IFRS S2 号の第 29 項(a)(i)(3)に従って「スコープ 3」の温室効果ガス排出を測定し開示するにあたり、「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の一部（デリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出を含む。）を除外することを認めることになる。

- (a) ISSB は、第 29A 項(a)を追加することを提案している。これは、企業が「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の開示を、IFRS S2 号において定義されているファイナンス・エミッション（企業が投資先又は相手方に対して行った融資及び投資に帰属する排出）に限定することを認めることになる。この限定の目的上、提案している第 29A 項(a)は、企業がデリバティブに関連する温室効果ガス排出を除外することを明示的に認めることになる。したがって、この項は、企業がデリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出又は保険に関連する排出を「スコープ 3」の温室効果ガス排出の開示から除外することを認めることになる。

修正案は、企業がそうすることを選択する場合には、企業がデリバティブに関連する温室効果ガス排出、ファシリテーションに係る排出又は保険に関連する排出を開示することを妨げない。

結論の根拠の BC7 項から BC24 項は、開示要求案の理由を記述している。

開示要求案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) また、ISSB は、第 29A 項(b)を追加することも提案しており、これは提案している第 29A 項(a)に従って「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の開示を限定する企業に対し、除外されている企業の「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出に関連するデリバティブ及び金融活動の規模を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を提供することを要求している。したがって、ISSB は、次を追加することを提案している。

- 第 29A 項(b)(i)—デリバティブを「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から除外した企業に対し、除外したデリバティブの数値 (amount) を開示することを要求する。
- 第 29A 項(b)(ii)—他の金融活動を「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から除外した企業に対し、除外した他の金融活動の数値 (amount) を開示することを要求する。

「デリバティブ」という用語は「IFRS サステナビリティ開示基準」では定義されておらず、ISSB はこの用語を定義することを提案していない。その結果、企業は、提案している第 29A 項(a)に従って「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の開示を限定する目的上、何をデリバティブとして扱うのかを決定するために判断を適用することが要求される。提案している第 29A 項(b)(i)は、「スコープ 3」「カテゴリ 15」の温室効果ガス排出の測定及び開示からデリバティブを除外した企業に対し、除外したデリバティブを説明することを要求することになる。

結論の根拠の BC7 項から BC24 項は、修正案の理由を記述している。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(a) 賛成する (Broadly agree)

以下の理由により、スコープ 3 カテゴリ 15 の温室効果ガス排出の開示義務を投融資にかかるファイナンス・エミッションに限定することに賛成する。

第一に、ファシリテーションにかかる排出 (Facilitated emissions) の考え方は、企業及び投資家のコンセンサスとして資本市場に十分浸透していないと認識している²。

² ファシリテーションにかかる排出 (Facilitated emissions) について、2024 年 3 月にバーゼル銀行監督委員会向けに提出し

第二に、証券会社が行う様々な金融活動（デリバティブ取引や M&A アドバイザリー業務を含む）は、IFRS S2 号が参照する「温室効果ガスプロトコル（GHG プロトコル）のコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」におけるスコープ 3 カテゴリー 15 の温室効果ガス排出の任意の開示（オプション）に該当する可能性があるが、それらに関する排出についてはそもそも算定手法が未だ確立しておらず、またこれらの取引が温室効果ガス排出の活動と如何なる繋がりを持つか、資本市場において十分議論されていないと認識している。

各国が ISSB 基準と整合する開示基準の策定を進め、企業が開示の導入途上にある中で、まずは投融資にかかるファイナンスド・エミッションの開示の取り組みを優先すべきと考える。

(b) 賛成しない (Broadly disagree)

以下の理由により、公開草案第 29A 項(b)に規定される除外したデリバティブ及びその他の金融活動の規模に関する追加的な開示は削除すべきと考える。

第一に、金融活動の規模を示す指標としては、有価証券の引受業務では引受金額や引受手数料、またデリバティブ取引では財務諸表の注記に記載される元本相当額、貸借対照表に計上される金融資産や金融負債の額、与信相当額等が考えられるが、いずれもその数値の多寡がファイナンスド・エミッションやファシリテーションにかかる排出（Facilitated emissions）の代替指標として温室効果ガス排出への寄与を適切に示すとは考えづらい。仮に開示したとしても、企業の意図しない形で、利用者及びその他の第三者がリスクや排出活動への寄与を示すと誤って認識してしまう恐れがある。

例えば、多排出企業が排出削減に資する事業転換のために必要な資金調達を行う場合に、有価証券の引受金額が増加しているからといって排出活動への寄与が増したとは言えない。規模を開示するのであれば、ミスリーディングな情報とならないようセクター別の戦略や目標等の情報と併せて開示する等、十分議論を尽くす必要があるが、開示の導入段階においてはコストとベネフィットが見合わないと考えられる。

また、デリバティブについては、中央清算機関（CCP）の清算対象となっている多くの金融機関同士のデリバティブが含まれた数値が開示されることも想定されるが、中央清算機関（CCP）との取引をカウントしても有用性が乏しいと考えられる。

第二に、除外された金融活動の規模を開示するためには、作成者に相応のコストが生じる。デリバティブについては一般目的財務報告書における開示と重複しており、追加の開示負担が発生することは望ましくない。

第三に、除外した金融活動の規模が定義されていないため、どの数値を開示するのか不明確であり、比較可能性が担保されない。引受金額や引受手数料のようなフローの情報とデリバティブの元本想定額等のストックの情報では性質が異なり、規模情報の平仄が揃わないと考えられる。

第四に、利用者の意思決定に影響を及ぼすほどにマテリアルに物理的リスク及び移行リスクに脆弱な資産又は事業活動があれば、S2 第 29 項(b)及び (c) に基づき開示されると考えられる。

た本協会の意見書では、資本市場業務が金融機関の健全性を脅かす移行リスクをもたらす可能性があることについての根拠が示されていないと述べた。

日本証券業協会 パーゼル銀行監督委員会市中協議文書「気候関連金融リスクの開示（市中協議文書）」に対する意見について https://www.jsda.or.jp/about/teigen/iken/files/bcbs_climateriskdisclosure_jsdacomment_jp.pdf

なお、2025 年 6 月 13 日にパーゼル銀行監督委員会が公表した、各国が任意適用する気候関連財務リスクに関する開示のフレームワークでは、ファシリテーションにかかる排出（Facilitated emissions）の開示要求は削除された。

Basel Committee publishes framework for voluntary disclosure of climate-related financial risks
<https://www.bis.org/press/p250613.htm>

質問 2：ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用

IFRS S2 号の第 29 項(a)(vi)(2)及び B62 項から B63 項は、商業銀行又は保険の活動を有する企業に対し、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することを要求している。これらの企業は、IFRS S2 号の B62 項(a)(i)及び B63 項(a)(i)に従ってファイナンスド・エミッションの情報を分解するにあたり、相手方を分類するために「世界産業分類基準」（GICS）を用いることが要求される。

(a) ISSB は、IFRS S2 号の B62 項(a)(i)及び B63 項(a)(i)の要求事項を修正し、B62A 項から B62B 項及び B63A 項から B63B 項を追加し、一部の状況において GICS の使用についての救済措置を企業に提供することを提案している。この提案では、企業は IFRS S2 号の B62 項(a)から B62 項(b)及び B63 項(a)から B63 項(b)に従って開示されるファイナンスド・エミッションの情報を分解するにあたり、一部の状況において代替的な産業分類システムを用いることができる。

結論の根拠の BC25 項から BC38 項は、修正案の理由を記述している。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) また、ISSB は、B62C 項及び B63C 項を追加して、企業がファイナンスド・エミッションの情報を分解するために用いた産業分類システムを開示すること、及び企業が GICS を用いない場合には、産業分類システムの選択の根拠を説明することを要求することも提案している。

結論の根拠の BC25 項から BC38 項は、開示要求案の理由を記述している。

開示要求案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

回答対象外

質問 3：「GHG プロトコルのコーポレート基準」の使用に対する法域別の救済措置

ISSB は、IFRS S2 号の第 29 項(a)(ii)及び B24 項を修正し、企業が法域の当局又は企業が上場する取引所によって、企業の一部について、温室効果ガス排出を測定するために「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」以外の方法を用いることが要求されている場合に利用可能な法域別の救済措置の範囲を明確化することを提案している。この修正は、そのような法域又は取引所の要求事項が企業の全部又は一部に適用される場合に、その要求事項が適用される限りにおいて、企業が温室効果ガス排出の測定について異なる方法を用いることを認めている救済措置について、企業の関連する部分について利用可能である旨を明確化することになる。

結論の根拠の BC39 項から BC43 項は、修正案の理由を記述している。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

回答対象外

質問 4：地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性

ISSB は、IFRS S2 号の B21 項から B22 項を修正して、当該基準における法域別の救済措置を拡張することを提案している。ISSB は、企業の全部又は一部が、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、IFRS S2 号の B21 項から B22 項で要求されている地球温暖化係数（GWP）の数値以外の GWP の数値を用いることを要求されている場合に、企業は、その要求事項が適用される限りにおいて、企業の関連する部分について、そのような法域の当局又は取引所によって要求されている GWP の数値を用いることを認めることを提案している。

結論の根拠の BC44 項から BC49 項は、修正案の理由を記述している。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

回答対象外

質問 5：発効日

ISSB は、これらの修正の発効日を定める C1A 項から C1B 項を追加することを提案している。ISSB は、これらの修正は、企業が IFRS S2 号を適用することをより容易にし、当該基準の適用において企業を支援することになると見込んでいる。したがって、ISSB は、これらの修正ができるだけ早く発効するように発効日を設定し、早期適用を認めることを提案している。

結論の根拠の BC50 項から BC51 項は、提案の理由を記述している。

これらの修正の発効日を設定すること及び早期適用を容認することに関するアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

回答対象外

質問 6：その他のコメント

本公開草案で示している提案に対して他に何かコメントがあるか。

回答対象外

以 上